

水道法改正に対して持続可能な水道の基盤強化を求める意見書

自治体の水道事業の広域化や民間参入を促す改正水道法が先の国会で成立した。人口減少に伴う水需要の減、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等水道の直面する課題に対応するため、計画的な施設更新を水道事業者の努力義務とする、市町村を超えた広域連携を容易にする、官民連携の「コンセッション方式」を導入しやすくすることなどを主な柱として改正したものである。

国会の審議では、「コンセッション方式」が焦点となったが、日本でも空港事業などで既に導入例があり、経営の効率化や施設の維持・管理などで一定の成果をあげている。利益が優先され水道料金の値上げや水質悪化を招き、再公営化した海外の事例を引き合いにした批判があるものの、こうした事態を避けるため、改正法では自治体が条例で料金や管理水準などの枠組みを決め、民間業者を選定し、議会の議決と厚生労働大臣の許可を得ることとしており、業務状況は自治体が日常的に監視し、災害時の対応も事前に取り決めることとしている。また、民間の参入が想定されにくい小規模自治体については、都道府県が旗振り役になって広域連携を進める方針となっている。全ての国民が水道の恩恵と安心・安全な水の供給を将来にわたって享受できるよう、国、地方自治体及び水道事業者等の相互の連携を深め、水道基盤の強化を図らねばならない。官民連携などはそのための手法の一つである。

については、国におかれては、水道事業は国民の生命に直結する最も重要なインフラであることを念頭に、経営基盤の脆弱な小規模な水道事業者にも配慮し、水道基盤の強化が着実に進められるよう、十分な財政措置を行うとともに、適切かつ慎重な制度設計を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	石田真敏	殿
厚生労働大臣	根本匠	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

京都府議会議長 村田正治